

# 平成29年度事業計画

## I 活動の基本方針

1. 平成28年度は、企業の税務コンプライアンス向上施策として自主点検チェックシートの有効活用について積極的に取組んだほか、租税教育活動として「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」も積極的に推進した年度であった。  
また、来る平成33年度には、法人会全国大会が千葉県で開催されることが決定し、今後の受入体制を構築するための情報収集や意識づけをした年度であった。  
平成29年度も従来と同様に引き続き「税」を主体とした各種施策に取り組むこととし、広く一般市民をも巻き込んだ事業の展開、租税教育活動の一層の拡充、更なる税務コンプライアンスの向上やガバナンスの向上策、マイナンバー制度の普及促進等に重点を置き、推進に当たっては、税務当局並びに行政庁との更なる連携を密にした事業を展開する。  
そして、法人会組織の維持や、魅力ある充実した事業活動を行うため、新規会員の獲得、福利厚生制度手数料収入の増加を通じ、盤石な財政基盤を構築する。
2. 法人会は、「税」に関わる唯一の団体であり、県内単位会、東京国税局管内法人会連合協議会、全国法人会総連合、友誼団体等との密接な連携を図りつつ、組織の拡充と会員の積極的な相互啓発を支援し、研修内容の更なる充実と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する事業活動の推進に努める。

## II 主な事業計画

### 1. 公益目的事業の推進

#### (1) 税制改正の提言

我国においては、現下の経済状況等を踏まえ、デフレからの早期脱却・経済再生が最優先課題であるほか、東日本大震災や熊本地震の被害からの復興も重要な課題となっている。

また、社会保障と税の一体改革に関連して、平成29年4月からの消費税率10%引上げ時期が2年半延期されたことにより、引き続き、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。このほか、少子化対策や女性活躍の推進、グローバル化の進展など社会構造の変化への対応などといった課題も山積している。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望する建設的な提言に努める。

イ. 平成30年度税制改正要望事項を千葉県内選出の国会議員並びに自治体の首長・議長に対して積極的にその実現に向け要望する。

ロ. 全法連が開催する全国大会及び税制セミナー等に積極的に参加する。

#### (2) 社会貢献・租税教育活動の情報収集並びに活動支援

既に多彩な活動が展開されている各単位会の社会貢献と青年部会の「租税教育活動」及び女性部会の「絵はがきコンクール」等の「税知識の普及に資する事業」については、事業活動の情報収集・提供に努め、引き続き各会の推進活動を支援する。

### (3) 「e-Tax・eLTAX」の利用促進並びに「マイナンバー」の利用周知

「e-Tax・eLTAX」を活用した申告・納税方法の利用促進を図ると共に、申告書や法定調書への「マイナンバー」の記載が本格化したのに伴い、更なるその利用周知を県内会員企業の法人及び個人へ働きかけるべく推進する。

また、各単位会の「e-Tax・eLTAX」による申告納税業務の取り組みに、当会として積極的な役割を果たすこととする。

### (4) 研修活動の充実

研修活動は会員の自己啓発を支援するための事業であり、一般社団法人の特質を生かし、会員企業向けの研修・講演会の開催を企画、充実を図る。

- イ. 経済の構造変化や昨今の情報化の進展により、多様化する会員のニーズを踏まえて研修内容の充実を図り、当会にふさわしい研修活動の推進に努める。
- ロ. 全法連主催の各種セミナー等に積極的に参加する。

### (5) 広報活動の充実

税の啓発に資する税務知識の普及、納税意識の高揚等、税務行政への協力のための広報活動を積極的に展開し、会員増強及び組織強化に関する広報活動についてもその充実強化に努めると共に法人会のイメージアップ並びに知名度向上等を図るため、市中新聞、ポスター等を通じて、PR活動に努める。

なお、インターネットによるホームページの活用については、情報化時代の広報として重要性が増大しており、法人会を広く知ってもらふ観点より、広報活動の大きな柱に据えて更なる充実を図り、迅速かつタイムリーな広報を目指す。

### (6) 企業の税務コンプライアンス向上策

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、税務当局と協力し、自主点検チェックシート等を活用した企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

### (7) 関連機関との連携強化

東京国税局並びに千葉県税理士会との連絡協議会の開催、また一般社団法人千葉県青色申告会連合会等の関係団体との連絡協調を一層密にするよう努力する。

また、千葉県総務部税務課並びに政策法務課と緊密な連絡を図り、地方税を主とした税務行税への一層の協力と各単位会の健全な運営に必要な情報の入手に努力する。

## 2. 組織・財政基盤の確立

### (1) 組織の充実・強化

#### イ. 組織の再構築

新公益法人制度下の一般社団法人である当会と公益もしくは一般社団法人である単位会とのあり方について模索する。

#### ロ. 会員増強

当面は、4万社の会員数復活に努める。

なお、「会員増強統一月間」運動は9月から12月の4か月間として、積極的な会

員増強を図るとともに会員の退会防止に努めることにより、会員数を堅持すると共に財政基盤の確立に努める。

- (イ) 「会員増強統一月間」運動の実施
- (ロ) 「年間会員増強」運動の実施
- (ハ) 福利厚生制度取扱会社及び関係機関との連携強化による会員増強の推進
- (ニ) 法人会入会勧奨に関する資料の作成及び配布
- (ホ) 全法連資料の収集及び活用
- (ヘ) その他、会員増強に関する事業

#### ハ. 組織強化

各法人会活動の基盤である組織の確立強化を支援する。

- (イ) 法人会組織活動の充実強化に関する助成
- (ロ) 組織強化に関する全法連資料及び情報の収集・提供
- (ハ) その他、組織強化に関する事業

#### 二. 支部組織の充実

単位会における支部組織（支部・地区等）は、会員の声を吸収しつつ、会員や地域に密着した活動、さらには会員増強運動を展開するために不可欠である。

このため、中長期的指針としての「支部組織のあり方」に基づき、支部組織のより一層の充実を図る。

#### ホ. 青年・女性部会活動の充実

- (イ) 青年部会連絡協議会では、「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図るとともに、「部会員増強運動」並びに「福利厚生制度」の普及を引き続き推進し、全法連「アンケート調査システム」への登録にも積極的に取り組む。

また、青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」については、引続き積極的に支援する。

更に、青年部会相互の「情報の共有化」については、その具体的な施策を講じることにより、県内の部会活動の活性化を図る。

- (ロ) 女性部会連絡協議会では、「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。

また、公益法人制度を踏まえ、租税教育をはじめとする税の啓発活動を積極的に推進し、全法連女性連協の「税に関する絵はがきコンクール」の実施部会を鋭意支援する。

## (2) 諸会議の開催

- イ. 定時総会の開催
- ロ. 理事会の開催
- ハ. 総務委員会の開催
- ニ. 組織委員会の開催
- ホ. 税制委員会の開催
- ヘ. 広報委員会の開催
- ト. 研修委員会の開催
- チ. 厚生委員会の開催
- リ. 青年部会連絡協議会の開催
- ヌ. 女性部会連絡協議会の開催

- ル. 事務局長会議の開催
- オ. その他必要に応じた迅速な会議の開催

### (3) 福利厚生制度の推進

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は、財政運営と一体となり依然として厳しい状況が続いているが、引き続き全法連福利厚生制度取扱三社である大同生命保険株式会社、A I U損害保険株式会社、アメリカンファミリー生命保険会社及び三井住友海上火災保険株式会社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、重点推進制度を中心とした活動を展開する。

また、「3年10億円増収計画」終了後の「福利厚生制度2年2万社純増運動」～新規制度加入GOGO（55,000社）キャンペーン～や各社独自の施策に対して積極的に協力する。

そして、県下一同に会する連絡協議の場を充実させ、全法連の表彰制度の実施と合わせ以下の施策を展開する。

- イ. 各種福利厚生制度の普及・推進
- ロ. 福利厚生制度推進連絡協議会（県連）の開催
- ハ. 福利厚生制度推進連絡協議会（単位会）の開催
- ニ. 福利厚生制度推進会議（仮称；県連・三社共催）の開催
- ホ. 法人会事務局職員全法連共済制度の活用

## 3. 事務運営体制の確立

### (1) IT化時代への対応と情報公開の拡充

県内単位会のインターネット接続環境も整い、全法連が主体となった「法人会統合プラットフォーム」の活用によるIT化時代に対応したより強固な情報ネットワークの構築を目指す。

また、引き続き個人情報保護法に基づき個人情報の管理の徹底を図り、「マイナンバー」の管理の厳格化や、一般市民に対する会活動のPRや「税」をはじめとする様々な情報を発信することに努める。

### (2) 適切な会計処理と法令順守の一層の強化

新公益法人制度に伴い導入した「PCA会計ソフト クラウド版」の適正運用及び全法連の「監事監査マニュアル」に基づく適正な会計処理と法令を順守した会務の運営に努める。